

京都市円山公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月31日

京都市長 松井孝治

京都市規則第100号

京都市円山公園条例施行規則の一部を改正する規則

京都市円山公園条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

(行為の許可の申請書の記載事項)

第1条 京都市円山公園条例（以下「条例」という。）第6条第2項に規定する別に定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 京都市円山公園の復旧方法
- (3) その他指定管理者（条例第5条第1項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が行為の許可に関し必要と認める事項

第2条中「前条」を「条例第6条第1項又は第3項」に改め、「による」の右に「許可の」を加える。

第1号様式及び第2号様式を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(建設局みどり政策推進室)